

記者資料提供 *PressRelease*



令和2年8月3日

▼タイトル

民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式について

令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、成年年齢引き下げ後の成人式について、検討しました結果、現行どおり20歳を対象年齢とし開催することを決定しました。

成年年齢引き下げ後の高島市成人式

対象年齢 : 20歳（現行どおり）

開催時期 : 1月の成人の日を含む3連休中（現行どおり）

式典名 : 仮称「高島市20歳のつどい」

20歳を対象とする理由

- ・18歳を対象とした場合、受験や就職など、卒業後の進路の決定時期に重なり、出席しにくくなる。また、進路を控えた年でもあり、家庭の経済的負担が大きくなる。

▼問い合わせ先

- 所属 : 教育委員会事務局 社会教育課 地域教育連携室
- 担当 : 大藤
- 電話番号 : 0740-25-8565
- ファックス : 0740-25-8145